

新型コロナウイルス感染症に関する特別お取扱いについて

このたびの新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い回復と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

メットライフ生命保険株式会社(代表執行役 会長 社長 最高経営責任者 エリック・クラフェイン)は、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下において、お客さまの経済的な負担を支援するため、以下の通り、保険料お払込猶予期間の延長の取り扱いを実施することいたしましたのでお知らせします。また、この状況下においてお客さまの利便性を高めるための取り組みも、改めてお知らせします。

◇ お客さまに対する特別お取扱いについて

保険料お払込猶予期間の延長

保険料のお払込みが一時的に困難なお客さまにおかれましては、お申し出いただくことで保険料のお払込み猶予期間を延長いたします。なお、保険契約更新時の更新後保険料のお払込みも猶予期間延長の対象となります。

対象のご契約	すべてのお客さまのご契約
申出受付期間	2020年5月31日まで
延長期間	最長で2020年8月31日まで

◇ お客さまにお役立ていただける取組み

当社の主な商品における保険金・給付金、ご請求時のお取り扱い、商品付帯サービス、新規のお引き受けにおいても、お客さまの利便性を高めるために特別な対応をしています。

詳しくは、2020年2月21日付プレスリリース「[新型コロナウイルス感染症に関するお取り扱いについて](#)」をご確認ください。

◇ お問い合わせ先

当社では、お客さまからのお問い合わせ・ご相談を、取扱店または以下のコールセンターにて承っております。ご利用下さいますようお願い申し上げます。(すべて携帯電話からも通話が可能です)

保険料お払込猶予期間の延長に関するお問い合わせ
【新型コロナ:保険料払込猶予期間延長申し出専用ダイヤル】 ◆ 0120-208-602 / 月~金 9:00-18:00 土・日・祝日・年末年始 休み
生命保険にご加入のお客さま
【カスタマーサービスセンター】 ◆ 0120-881-796 / 月~金 9:00-18:00* 土 9:00-18:00 日・祝日・年末年始 休み ※ 先般、厚生労働省より発表された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、当面の間、受付時間を変更させていただいております。
金融機関窓口でご加入のお客さま
【ファイナンシャルサービスセンター】 ◆ 0120-056-076 / 月~金 9:00-18:00 土・日・祝日・年末年始 休み

メットライフ生命は、社員に対して出張の制限、対面でのミーティングの自粛など感染拡大防止措置を講じており、今後も感染拡大の抑止と、お客さまとすべての関係者の安全と健康を最優先に対応を進めてまいります。

以上

メットライフ生命について

メットライフ生命は、日本初の外資系生命保険会社として 1973 年に営業を開始し、現在は世界有数の生命保険グループ会社、米国メットライフの日本法人として、お客さまに常に寄り添い、最適な保障を選ぶお手伝いをしています。多様な販売チャネルを通じて、個人・法人のお客さまに対し幅広いリスクに対応できる、革新的な商品の提供に努めています。<https://www.metlife.co.jp/>